

議 第 1 6 号 議 案

いわゆる「共謀罪」を新設する「改正組織犯罪処罰法」の即時廃止を  
求める意見書の提出について

いわゆる「共謀罪」を新設する「改正組織犯罪処罰法」の即時廃止を求める意見書  
を別紙のとおり、富士見市議会会議規則第13条の規定により、提出します。

平成29年9月19日提出

富士見市議会議長 尾 崎 孝 好 様

提出者 富士見市議会議員 根 岸 操

賛成者 同 川 畑 勝 弘

提 案 理 由

いわゆる「共謀罪」を新設する「改正組織犯罪処罰法」の即時廃止を求める意見書  
を地方自治法第99条の規定に基づき国会及び政府に対して提出するため、この案を提  
出します。

いわゆる「共謀罪」を新設する「改正組織犯罪処罰法」の即時廃止を求める意見書

安倍政権は7月11日、過去に三度、国民の強い反対によって廃案となった「共謀罪」の趣旨を盛り込んだ「改正組織犯罪処罰法（組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規則等に関する法律等の一部を改正する法律）」を施行した。

「共謀罪」の適用対象は、テロ集団や暴力団などの「組織的犯罪集団」とされ、犯罪を計画した2人以上のうち1人が現場の下見などの「準備行為」をすれば全員が処罰されるが、「組織的犯罪集団」や「準備行為」の定義が極めて曖昧で、罪刑法定主義に反するとともに、一般市民が処罰され社会が委縮する懸念が払えない。さらに、計画段階の動きを把握するため捜査当局による監視が際限なく拡大する危惧がある。テロとは無関係と思われる犯罪も対象に多数含まれ本当にテロ対策か疑わしい、公権力がプライバシーに踏み入り内心の自由や言論・表現の自由を侵す恐れが大きい等々、さまざまな懸念や疑問は3カ月弱の国会審議を通じても解消されていないことは、法成立後の各種世論調査でも反対・慎重意見が多数を占める事実でも明らかである。

またこうした重要法案であるにもかかわらず、国会審議においても、衆参両院の法務委員会で参考人出席を全会一致でその都度決定する長年の慣例が無視され、法務省刑事局長の常時出席が与党委員長職権で多数決により決められたほか、公聴会も1度も開かれず、参院では委員会採決を省略する「中間報告」が強行されるなど、政府・与党の極めて強引な運営が繰り返されたことは議会制民主主義に大きな汚点を残すものであり、法制定の正当性に重大な疑念が生じている。

対象犯罪は277に及び、犯罪実行後の処罰を原則としてきた日本の刑法体系を根本から変容させる法の施行は、断じて看過できない。国連人権理事会の「プライバシーの権利」特別報告者からも、プライバシー権と表現の自由を制約するおそれがあるとの懸念が表明されているなど、今後、国際社会から批判を受ける可能性が高まることも否定できない。

よって、富士見市議会は、国会及び政府に対し、「改正組織犯罪処罰法」を即時廃止するよう強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成29年9月 日

埼玉県富士見市議会

衆議院議長 大島 理 森 様  
参議院議長 伊達 忠 一 様  
内閣総理大臣 安倍 晋 三 様  
法務大臣 上川 陽 子 様  
外務大臣 河野 太 郎 様  
内閣官房長官 菅 義 偉 様  
国家公安委員会委員長 小此木 八 郎 様